

定 款 細 則

令和 3 年 1 月 21 日施行

社会福祉法人金城報恩会

定 款 細 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 社会福祉法人金城報恩会（以下「当法人」という。）定款細則（以下「細則」という。）は、当法人定款（以下「定款」という。）第40条の規定により、当法人の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営細則)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営細則において定める。

第3章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第3条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

第4条 評議員会は、定期評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

(招集の手続)

第5条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め、評議員会を招集する。

- (1) 評議員会の日時及び場所。
- (2) 評議員会の目的である事項。
- (3) 評議員会の議案の概要。

2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする召集の通知が発せられない場合。

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に掲

げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第6条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の1週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(招集手続の省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(議長)

第8条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のなかから互選により選出する。

(評議員提案権)

第9条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 前2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合、又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第10条 定款第10条に定める評議員会の決議事項及び決議要件の一覧は、別表1に記載のとおりとする。

2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により、又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第11条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告)

第12条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第13条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合（次に掲げる場合を除く。）。
 - (ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合。
 - (イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合。
- (2) 当該事項について説明をすることにより本会その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合。
- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合。

(議事録)

第14条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表5のとおり記載しなければならない。

2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容。
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名。
- (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日。
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名。

3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容。
- (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日。
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名。

4 議事録は、主たる事務所は評議員会の日から10年間、従たる事務所は評議員会の日から5年間、備え置かなければならない。

(理事会の開催)

第15条 理事会は、定例会と臨時会に分けて理事長が招集する。

2 定例会の開催時期は次のとおりとする。

- (1) 毎会計年度に5月、8月、10月、12月及び3月の年5回開催する。
- (2) 前号の各開催月については、議案等の内容によって前後の月に変更することができる。

3 その他、理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請

求があったとき。

- (2) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (3) 社会福祉法第 45 条の 18 第 3 項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 2 項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。
- (4) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

(招集者)

第 16 条 定款 25 条第 1 項のとおり理事会は理事長が招集する。ただし次の事項の場合は除く。

- (1) 定款 25 条第 2 項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集する場合。
 - (2) 前条第 2 項第 3 号および同条第 2 項第 4 号により理事が招集する場合。
 - (3) 前条第 2 項第 5 号により監事が招集する場合。
- 2 定款第 25 条第 2 項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第 2 項第 3 号及び同条第 2 項第 4 号による場合は、理事が、前条第 2 項第 5 号による場合は、監事が招集する。
- 4 理事長は、前条第 2 項第 3 号又は同条第 2 項第 5 号前段に該当する場合は、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

(招集の手続)

第 17 条 理事会を招集する場合は、理事会の日の 1 週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第 15 条第 2 項第 1 号による開催の場合は、第 2 号の事項を省略することができる。

- (1) 理事会の日時・場所。
 - (2) 理事会の目的である事項。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる。

(議長)

第 18 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠席した場合、又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(理事会の決議事項)

第 19 条 定款第 24 条に定める理事会の決議事項の一覧は、別表 2 に記載のとおりとする。

(理事による利益相反取引等の制限)

- 第20条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき。
 - (3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
- (1) 取引をする理由。
 - (2) 取引の内容。
 - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所。
 - (4) 取引が正当であるあることを示す参考資料。
 - (5) その他必要事項。
- 2 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

- 第21条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

- 第22条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により、又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

- 第23条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があつたものみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

- 第24条 理事、監事が、理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

- 第25条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならぬ。

(議事録)

- 第26条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表6のとおりの事項を記載しなければならない。
- 2 決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 決議があったものとみなされた事項の内容。
 - (2) (1)の事項を提案した理事の氏名。
 - (3) 決議があったものとみなされた日。
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名。
- 3 報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 報告を要しないものとされた事項の内容。
 - (2) 報告を要しないものとされた日。
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名。
- 4 議事録は、理事会の日から主たる事務所で10年間保存するものとする。

第5章 理事長の執行権限

(理事長の専決事項等)

- 第27条 定款第24条の定める理事長の専決事項は、別表3に記載のとおりとする。
- 2 理事長が専決することのできる事項については、別表4に記載のとおり、その一部を施設長の専決事項とすることができます。
- 3 理事長、又は施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、理事長の自己の職務執行状況報告の中で理事会に報告しなければならない。
- 4 施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに理事長に報告しなければならない。

第6章 監事

(監事の選任議案)

- 第28条 理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(調査及び差止め請求)

- 第29条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるとときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第30条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第7章 その他

(秘密の保持)

第31条 当法人の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員、（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第32条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この細則は、平成19年 3月17日から施行する。

この細則は、平成27年12月19日から施行する。

この細則は、平成29年 4月 1日から施行する。

この細則は、平成30年 9月 8日から施行する。

この細則は、令和 3年 1月21日から施行する。

役員報酬等規程

平成30年6月16日 施行

社会福祉法人 金城報恩会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人金城報恩会（以下「当法人」という。）の定款第8条、定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項、併せて評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員等の報酬の基準、額及び費用弁償等に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条2項による者をいう。
- (6) 苦情解決第三者委員とは、苦情解決関係規程第4条第2項による者をいう。
- (7) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (8) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。

- 2 非常勤理事長に対しては、報酬、通勤手当を支給し、金額は次のとおりとする。
 - (1) 報酬は、別表2に定める月額及び年度総額の範囲内とする。
 - (2) 通勤手当の額は、職員の通勤手当支給規程による。
 - (3) 退職金の支給について、評議員会が必要あると認めたとき、支給額は評議員会で決定する。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等当法人業務への出席の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で同表に基づき支給する。
- 4 評議員選任・解任委員の報酬は日額とし、評議員選任・解任委員会への出席の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で同表に基づき支給する。
- 5 苦情解決第三者委員の報酬は日額とし、苦情解決第三者委員会への出席の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で同表に基づき支給する。
- 6 前各号の職を兼ねる当法人の職員には報酬等を支給しない。

(報酬支給方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本入に支給する。ただし、本

人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 評議員、理事、監事、委員が、その職務を行うため会議等に出席した場合、要した費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、別表4に定める金額とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規程に基づき算出されるものとする。

3 費用弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(実施規定)

第7条 この規程に規定するもののほか、実施にあたっての細部についての必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成27年10月3日より施行する。

この規程は、平成30年6月16日から一部改正して施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年度支給額 (1人当たり)	年支給総額 (合計)
評議員	5,000円	20,000円	500,000円

別表2 非常勤理事長の報酬

役職	報酬月額	年度支給額
理事長	205,000円	3,000,000円

別表3 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年度支給額 (1人当たり)	年支給総額 (合計)
理事（理事長除く）	5,000円	40,000円	200,000円
監事（決算監査）	8,000円	16,000円	32,000円
監事（理事会等）	5,000円	40,000円	80,000円
評議員選任解任委員	5,000円	20,000円	100,000円
苦情解決第三者委員	5,000円	20,000円	60,000円
役員等の合計（別表2+別表3）			3,472,000円

※当法人の職員が理事等を兼務している場合、報酬は支給しない。

別表4 費用弁償

目的	費用弁済の額	備考
理事会等への出席	1kmにつき50円、ただし、2km未満には支給しない。	居宅から会場までの片道の距離を限度とする。
県外出張等遠距離の旅行	車賃、航空運賃など交通費 宿泊料 甲地方 10,900円 乙地方 9,800円 旅行費用 県内 400円 県外 2,000円	旅費規程による支給額と 実費計算による支給額を 比較して低額を支給する。 甲地方 東京都、大阪府、名古屋市、横浜市、神戸市、北九州市、福岡市 乙地方 甲地方以外の地方

役員等名簿

社会福祉法人金城報恩会

								令和3年6現在	
役職名	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	住 所	職 業	役員 資格等	欠格条項の 該当の有無	特殊関係 の有無	任 期
理事長	(ひが なりかず) 比嘉 成和	男				福祉関係	無	無	当初H27.10.3 R3.6.19～R5年6月※
理事	(のざき せいこ) 野崎 聖子	女				学識	無	無	当初H27.10.3 R3.6.19～R5年6月※
理事	(うえち きよし) 上地 清	男				その他	無	無	R3.6.19～R5年6月※
理事	(みやぎ のぶこ) 宮城 信子	女				当法人 保育所園長	無	無	当初R2.5.23 R3.6.19～R5年6月※
理事	(しもじ せいこ) 下地 聖子	女				当法人 保育所園長	無	無	当初R2.5.23 R3.6.19～R5年6月※
理事	(さんじょう みえ) 金城 美枝	女				当法人 事務局長	無	無	当初R3.6.19 R3.6.19～R5年6月※
監事	(きんじょう ますお) 金城 満珠男	男				財務	無	無	当初H27.10.3 R3.6.19～R5年6月※
監事	(あべ きょうこ) 阿部 京子	女				その他	無	無	当初H30.9.5 R3.6.19～R5年6月※
評議員	(いなみねせいちょう) 稻嶺 盛長	男				学識	無	無	当初H27.10.3 R3.6.19～R7年6月※
評議員	(ひが ゆういちろう) 比嘉佑一郎	男				学識	無	無	当初H27.10.3 R3.6.19～R7年6月※
評議員	(うんてん せんとし) 運天 先俊	男				その他	無	無	当初H29.6.17 R3.6.19～R7年6月※
評議員	(いじゅ もりあき) 伊集 守晃	男				福祉	無	無	当初H31.4.19 R3.6.19～R7年6月※
評議員	(きんじょう としひこ) 金城 敏彦	男				福祉	無	無	当初H27.10.3 R3.6.19～R7年6月※
評議員	(やまうち よしこ) 山内ヨシ子	女				地域	無	無	当初H27.10.3 R3.6.19～R7年6月※
評議員	(きんじょう せつこ) 金城 節子	女				地域	無	無	当初H27.10.3 R3.6.19～R7年6月※

※期間は令和5年定時評議員の終結まで

※期間は令和7年定時評議員の終結まで